

津市地域防災力強化推進補助金

1 補助金の交付対象等

補助金は、防災資機材等の整備（資機材の購入、修繕等）及び防災活動に要する費用で、対象とする資機材・経費は別紙一覧のとおりとします。補助金の交付申請は、地区自主防災協議会、自主防災会、自主防災会を組織する自治会のいずれかによる1年度1回限りとし、重複して申請できないものとします。（共同申請の場合も同様に共同申請した全ての団体は重複して申請できません。）

※ 共同申請とは、地域防災力強化推進補助金に係る事業について、複数の自治会等にて共同で実施する申請のことです。

注) 補助対象経費とならないもの

- ・ 家庭（個人）で備えるべき物品の購入費
- ・ 法令等により整備が義務付けられている物 例 集会所内の消火器
- ・ 法令等により禁止される物
- ・ 購入及び修繕を伴わない資機材の廃棄
例) 街頭消火器：消火器の更新を行わずに期限の切れた消火器を廃棄処分する為の費用は補助対象とはなりません。
- ・ 補助事業の目的、成果に直接結びつかない経費等
- ・ 飲食物の購入（ただし、備蓄品又は、防災活動に使用する啓発品について、賞味期限が3年以上の非常食は補助対象とする。）
- ・ 備蓄用燃料（ガソリン、軽油等）の携行缶での購入 （非常用缶詰燃料は補助対象）

2 補助金の額

防災資機材等の整備（購入、修繕等）又は、防災活動（訓練、避難計画等の作成）に要する費用の1/2の額（100円未満切捨）で、その額が10万円を超えるときは10万円を限度[※]とし、予算で定める範囲内で交付します。

※令和6年4月1日時点で、400世帯以上ある自治会において備蓄食料品及び備蓄飲料水の購入に要した費用の割合が補助対象経費の10分の8以上の場合にあっては、12万円を限度とします。

（補助金の上限額が12万円となる場合の一例）

補助対象経費：240,000円

備蓄食料品及び備蓄飲料水：192,000円
（補助対象経費の80%）

その他
資機材等

その他、補助対象資機材：48,000円
（補助対象経費の20%）

例えば、400世帯以上の自治会で、24万円の資機材等を購入する予定のとき、その金額の8割（192千円）を備蓄食料品及び備蓄飲料水が占める場合、上限12万円で補助金の申請ができます。

400世帯以上の自治会で、備蓄食料や備蓄飲料水等をまとめて購入する計画等ありましたら、ぜひご活用ください。

3 補助金の交付申請の期限

令和6年6月28日（金）午後5時15分まで

4 補助金の申請先

- (1) 津市役所本庁舎8階 危機管理部防災室
- (2) 各出張所

5 補助金の相談先

津市役所本庁舎8階 危機管理部防災室

6 補助金の交付申請に必要な書類等（添付書類）

(1) 補助金交付申請書

必要事項を記入してください。

※申請書等の氏名欄について、自署（申請者本人による署名）であれば押印が不要となります。ただし、パソコンなどを使用した印字やゴム印等、本人以外が書いた場合は押印が必要となります。

※代表者印については、私印又は自治会長（自主防災会長）印を押印してください。

自治会印及び自主防災会印の様に団体を表す印を使用されますと、補助金の支払いが出来ませんので御注意ください。

(2) 見積書の写し

防災資機材の購入・修繕等の内容（明細）が分かる見積書を添付してください。

（重要）見積書の宛名は申請書の団体名と同一のものに限ります。例えば、自治会名で申請する場合、見積書等の宛名も同じ自治会名になっているか確認してください。

備蓄食料品、備蓄飲料水を購入する場合は、賞味期限の分かるカタログ、製品ラベル等の写しを添付してください。（賞味期限は3年以上とする。）

※訓練、避難計画等の作成費用については見積書の提出は不要です。

(3) 位置図及び許可書の添付

防災倉庫、街頭消火器格納箱、消火栓ホース格納箱等、土地の定着物については、設置場所の分かる位置図と土地管理者の使用許可書（管理者が個人の場合は承諾書）

を添付してください。

【注意点】

街頭消火器の更新等、新規に設置しない場合でも前記の許可証等を添付してください。(市道及び市の所有する公園の土地の使用許可の期限が切れている場合は、設置場所の写真と位置図等を用地・地籍調査推進課へ提出し、更新手続きをお願いいたします。)

※設置場所の許可申請等、必要な手続きは申請者で行ってください。

7 重要事項

- (1) 申請者の住所は、自宅住所を記入してください。集会所等の住所が記載されている場合、交付決定通知書の配達が出来ず、事業の実施が遅れることがあります。
- (2) 事業実施（防災資機材の購入や修繕）は、補助金の交付決定後（書類審査後に市が発行する交付決定通知書の到着後）に行ってください。交付決定前に行った場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。
- (3) 補助金の交付決定は、交付申請書の受付順で行います。
(6月28日（金）の締め切り日以前であっても、予算が無くなり次第受付を終了することがありますのでご注意ください。)
- (4) 防災学習会及び防災訓練等に講師を依頼し謝金を支払う場合、実績報告時に講師の経歴又は修了証、証明書等の写しが必要となりますので、あらかじめ準備しておいてください。
- (5) 補助金の交付決定を受けた額や事業内容に変更（増減）がある場合、変更承認申請を必ず行ってから事業の実施をしてください。
ただし、予算残額により増額変更が出来ない場合があります。

実績報告時の写真について

- ・実績報告時に、補助対象経費となった全ての資機材等の写真の添付が必要となります。街頭消火器交換（買い替え）により、古い消火器の処分費用（リサイクル代）を補助対象経費として申請している場合は、新しく購入する消火器に加え、廃棄する消火器の写真も必要となります。
- ・土地の定着物（街頭消火器格納箱や防災倉庫等）の場合は設置前及び設置後の写真を添付してください。

※携帯電話等で撮影していただいた写真を、下記のメールアドレスに送付していただければ、防災室で印刷いたします。送付の際は団体名、会長名等の御記載をお願いいたします。

津市地域防災力強化推進補助金における対象資機材・経費一覧

No.	資機材等名	No.	資機材等名
1	ラジオ	32	脚立
2	トランシーバー	33	担架
3	強カライト	34	救急箱
4	標旗	35	三角巾
5	拡声器	36	テント
6	ロープ	37	救命ボート
7	消火器	38	救命胴衣
8	消火器格納箱	39	A E D (自動体外式除細動器)
9	消火栓ホース	40	炊き出し用屋外調理器具
10	消火栓開閉具	41	給水タンク (ポリタンク)
11	消火栓ホース用管鎗	42	浄水器
12	消火栓ホース格納箱	43	防災倉庫
13	消防ポンプ	44	防火着
14	消火バケツ	45	腕章
15	簡易防火水槽	46	毛布
16	防災用長靴	47	発電機
17	ヘルメット	48	投光機
18	チェーンソー	49	コードリール
19	エンジンカッター	50	リヤカー・一輪車
20	ジャッキ	51	仮設トイレ (簡易トイレ)
21	おの	52	燃料携行缶
22	スコップ	53	防水シート
23	つるはし	54	土のう袋
24	とび	55	車いす (補助機器含む)
25	ハンマー	56	簡易畳 (マット)
26	かけや	57	備蓄食料品 (賞味期限3年以上)
27	バール	58	備蓄飲料水 (賞味期限3年以上)
28	番線カッター	59	井戸用ポンプ (取付工事費用含む)
29	のこぎり	60	資機材等の修繕
30	なた	61	避難所における感染症対策用品 (マスク・消毒液・間仕切・ハンドソープ等)
31	救助用工具セット	62	その他市長が必要と認めるもの

※防災資機材等の主な用途は、情報連絡・収集、救出救護、初期消火、避難・誘導、避難所の暑さ・寒さ対策 (設備を除く)、給食給水の用に供するものとしてします。

※非常用燃料は消防法等関係法令で認められる範囲とします。

※上記の防災資機材等以外についても、防災目的で使用するものは、「その他市長が必要と認めるもの」として補助対象となる場合があります。

(防災活動（訓練、避難計画等の作成）に要する費用等)

対象経費	
避難地図作成	・ 避難地図の作成又は更新（修正）に伴う経費
防災マニュアル作成	・ 各種防災マニュアル作成又は更新（修正）に係る経費
訓練・防災学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での防災訓練又は防災学習会実施時に使用する教材及び教具の購入費（防災資機材は除く） ・ 防災体験等の施設入館料 ・ 避難地図の作成、防災マニュアルの作成や、防災訓練及び防災学習会に係る講師への謝金（交通費及び昼食費は除く）

(講師謝金基準)

区 分	1回あたり補助上限額
研修機関専任講師	20,000円 以内
大学教授	15,000円 以内
大学講師・助手	10,000円 以内
学識経験者・有識者	7,500円 以内
有資格者 (三重さきもり塾、みえ防災コーディネーターの修了証、防災士等の証明書を有する者)	2,500円 以内